○国土交通省告示第二百六十六号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

北海道の部紋別郡の項中「上湧別町」を「湧別町」に改め、岩手県の部下閉伊郡の項中「普代村」を「普代村　田野畑村」に改め、宮城県の部本吉郡の項中「南三陸町　本吉町」を「南三陸町」に改め、栃木県の部下都賀郡の項中「大平町　藤岡町　岩舟町　都賀町」を「岩舟町」に改め、群馬県の部山田郡の項及び埼玉県の部北埼玉郡の項を削り、同部北葛飾郡の項中「栗橋町　杉戸町」を「杉戸町」に改め、千葉県の部印旛郡の項中「印旛村　本埜村　栄町」を「栄町」に改め、新潟県の部北魚沼郡の項を削り、山梨県の部南巨摩郡の項中「鰍沢町　南部町」を「富士川町　南部町」に改め、長野県の部東筑摩郡の項中「筑北村　波田町」を「筑北村」に改め、同部上水内郡の項中「信州新町　信濃町　中条村」を「信濃町」に改め、静岡県の部浜名郡の項並びに滋賀県の部東浅井郡の項及び伊香郡の項を削り、兵庫県の部中「美方郡　新温泉町　香美町　多可郡　多可町　香美町」を「美方郡　新温泉町　多可郡　多可町　香美町」に改め、和歌山県の部那賀郡の項、山口県の部阿武郡の項、福岡県の部八女郡の項及び長崎県の部北松浦郡の項を削り、熊本県の部下益城郡の項中「城南町　美里町」を「美里町」に改め、同部鹿本郡の項並びに宮崎県の部宮崎郡及び東諸県郡の項並びに鹿児島県の部姶良郡の項を削る。

○海上保安庁告示第七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	徳山下松港徳山第一号灯浮標
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約四・九キロメートル）
北緯	三四―〇〇―三二
東経	一三一―四五―四六
変更した事項	
記事	附属施設　レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年二月十五日
記事	一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称	徳山下松港徳山第三号灯浮標
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約三・〇キロメートル）
北緯	三四―〇一―二三
東経	一三一―四六―二三
変更した事項	
記事	附属施設　レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年二月十五日
記事	一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称	東京湾アクアライン海ほたる西方灯標
位置	
所在地	京葉シーバース灯（千葉県千葉港千葉区）の南西方約七・九キロメートル
北緯	三五―二八―一〇
東経	一三九―五二―〇一
変更した事項	
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理
変更年月日	平成二十三年二月十六日

名称	東京湾アクアライン海ほたるA灯標
位置	
所在地	京葉シーバース灯（千葉県千葉港千葉区）の南西方約七・八キロメートル
北緯	三五―二七―五四
東経	一三九―五二―二〇
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日	平成二十三年二月十六日

名称	東京湾アクアライン海ほたるB灯標
位置	
所在地	京葉シーバース灯（千葉県千葉港千葉区）の南西方約七・九キロメートル
北緯	三五―二七―五八
東経	一三九―五二―一五
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日	平成二十三年二月十六日

名称	東京湾アクアライン海ほたるC灯標
位置	
所在地	京葉シーバース灯（千葉県千葉港千葉区）の南西方約七・七キロメートル
北緯	三五―二八―〇一
東経	一三九―五二―一九
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日	平成二十三年二月十六日

名称	東京湾アクアライン海ほたるD灯標
位置	
所在地	京葉シーバース灯（千葉県千葉港千葉区）の南西方約七・七キロメートル
北緯	三五―二七―五八
東経	一三九―五二―二四
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日	平成二十三年二月十六日

○海上保安庁告示第七十二号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	土佐黒潮牧場十九号施設灯
位置	
所在地	室戸岬灯台（高知県室戸市）の東方約四一キロメートル
北緯	三三―一四―五〇
東経	一三四―三七―〇〇
灯質	モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光度	実効光度一五〇カンデラ
光達距離	六・〇海里
点灯年月日	平成二十三年二月十七日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　高知県管理

○海上保安庁告示第七十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	四日市港第三航路沖灯浮標
位置	
所在地	三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の東北東方約四・九キロメートル）
北緯	三四―五八―三九
東経	一三六―四三―二〇
変更した事項	
位置	三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の東方約四・九キロメートル）
北緯	三四―五八―一三
東経	一三六―四三―二三
変更年月日	平成二十三年二月十七日

名称	東京湾アクアライン橋梁灯（P十二灯）
位置	
所在地	東京湾アクアライン橋梁灯（C二灯）の南東方約九六メートル
北緯	三五―二七―二五
東経	一三九―五三―〇八